

令和5年度

横浜市就学奨励対策審議会

資料

令和5年11月13日（月）

横浜市教育委員会

横浜市就学奨励対策審議会資料目次

1	横浜市就学奨励対策審議会委員名簿	1
2	就学援助制度の概要	
	（1）就学援助制度の概要	2
	（2）横浜市学齢児童生徒就学奨励条例	5
	（3）横浜市就学奨励対策審議会条例	7
	（4）横浜市就学奨励対策審議会運営要領	9
3	令和4年度就学援助事業実施状況	
	（1）区別の認定状況	1 1
	（2）申請理由別内訳	1 3
	（3）費目別決算額	1 4
	（4）政令指定都市就学援助事業一覧	1 5
4	令和5年度就学援助事業実施状況	
	（1）予算額の前年度対比表	1 9
	（2）区別の認定状況	2 0
	（3）認定者数の推移（平成22年度～令和4年度）	2 0
5	令和6年度就学援助事業実施計画	
	（1）実施計画（案）	2 1
	（2）認定基準（案）	2 2
	※ 就学援助対象者の認定に係る所得基準について	2 3
6	就学援助事業 単価対比表	2 6

添付資料

- （1） 就学援助制度のお知らせ（令和5年度）

1 横浜市就学奨励対策審議会委員名簿 (第30期)

任期:令和5年7月1日から令和7年6月30日まで

No.	委員氏名	選出区分	職 名
1	小林 達夫	学識経験者	都筑区民生委員児童委員協議会会長
2	紅林 千津子	学識経験者	瀬谷区民生委員児童委員協議会会長
3	芳川 玲子	学識経験者	東海大学文化社会学部心理・社会学科教授
4	新保 幸男	学識経験者	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授 (同大学院併任)
5	渡會 知子	学識経験者	横浜市立大学国際教養学部国際教養学系准教授
6	東 隆幸	学識経験者	横浜市PTA連絡協議会会長
7	新井 隆哲	関係行政機関職員	健康福祉局生活福祉部生活支援課長
8	高田 桂太郎	教育委員会職員	小学校長代表 (横浜市立小坪小学校長)
9	鈴木 薫	教育委員会職員	中学校長代表 (横浜市立金沢中学校長)

2 就学援助制度の概要

(1) 就学援助制度の概要

ア 就学援助制度の趣旨

教育の機会均等の理念に基づき、経済的理由のため就学が困難な児童生徒の就学奨励を目的としています。

イ 関係法令

(1) 日本国憲法第26条【教育を受ける権利、教育の義務】
① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。 ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。
(2) 教育基本法第4条【教育の機会均等】
① すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。 ② 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。 ③ 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。
(3) 学校教育法第19条【就学の援助】
経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。
(4) 学校保健安全法第24条【地方公共団体の援助】
地方公共団体は、その設置する小、中、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小・中学部の児童生徒が感染者又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童生徒の保護者で各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。
(5) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第2条【国の補助】
(6) 学校給食法第12条【国の補助】
(7) 学校保健安全法第25条【国の補助】
(8) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第29条【国の補助】

ウ 本市条例等

(1) 横浜市学齢児童生徒就学奨励条例
(2) 横浜市就学奨励対策審議会条例

エ 就学援助費の支給対象者

横浜市立小・中・義務教育学校に在学している(翌学年の初めから市立小・中・義務教育学校に入学しようとする者を含む)児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 生活保護法第6条第2項の規定による要保護者。但し、要保護者のうち、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている者については、修学旅行費、学校病医療費、日本スポーツ振興センター共済掛金の支給のみが対象となります。
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮しているため就学困難と認められた者。

オ 就学援助の種類及び範囲

費 目	支給対象者	基 準	援助内容(補助対象)
学用品費	小・中全学年 (準要保護)	児童生徒の所持にかかる物品で通常、学校における各教科及び特別活動の学習に直接必要とする学用品	鉛筆、ノート、定規、副読本、体育用靴、体操着
通学用品費	小・中第1学年を除く全学年 (準要保護)	児童生徒が通学のため通常必要とするもの	カバン、弁当箱、上ばき、通学用靴、雨傘等
校外活動費	小・中全学年 (準要保護)	学校行事として行われる校外活動に直接必要な経費	交通費、見学科
P T A会費	小・中全学年 (準要保護)	PTA活動に要する費用として、一律に負担している費用	
生徒会費	中全学年 (準要保護)	生徒会費として一律に負担している費用 ※小学校の児童会は会費徴収がないため対象外	
入学準備費	小・中第1学年 (準要保護)	小学校又は中学校へ入学するにあたって通常必要とする学用品及び通学用品	ランドセル、カバン、上ばき、通学用服、靴、雨傘等
宿泊を伴う 校外活動費	小・中全学年 (準要保護)	学校行事で児童生徒が宿泊を伴う校外活動に参加(学年で1回のみ)するため直接必要な経費	交通費、見学科
修学旅行費	小第6学年 中第3学年 (要保護・準要保護)	修学旅行に直接必要な経費(小学校または中学校でそれぞれ1回のみ)	交通費、宿泊費、見学科、旅行のしおり代、記念写真代等
クラブ活動費	小・中全学年 (準要保護)	① (小学校の特別活動として授業時間内の)クラブ活動における材料費等の実費 ② (中学校の課外活動の)部活動の実施に伴う活動費など	
卒業アルバム 代等	小第6学年 中第3学年 (要保護・準要保護)	卒業アルバム及び卒業記念品等に必要な経費	卒業アルバム代、卒業写真代、卒業記念品代等
学校給食費	小・中全学年 (準要保護)	学校給食費	
学校病医療費	小・中全学年 (要保護・準要保護)	学校保健法に定める疾病(学校病)の医療費	診療、処置、手数料、薬剤、治療材料(通院費)
日本スポーツ振興 センター共済掛金	小・中全学年 (要保護・準要保護)	共済掛金	掛金免除

(2) 横浜市学齡児童生徒就学奨励条例

横浜市学齡児童生徒就学奨励条例

昭和 26 年 10 月 5 日

条例第 49 号

〔横浜市学令児童生徒就学奨励条例〕をここに公布する。

横浜市学齡児童生徒就学奨励条例

(目的)

第 1 条 この条例は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定により、経済的理由のため就学困難な学齡児童及び学齡生徒（以下「学齡児童等」という。）の就学を奨励することを目的とする。

(平 19 条例 54・一部改正)

(奨励金を受けることのできる者)

第 2 条 この条例により就学奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を受けることのできる者は、横浜市内に居住し、市立小学校、市立中学校及び市立義務教育学校に在学する学齡児童等の保護者で、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 13 条の規定による教育扶助を受けていない生活困窮者とする。

(平 19 条例 54・平 28 条例 4・一部改正)

(交付申請)

第 3 条 奨励金の交付を受けようとする者は、就学奨励金交付申請書（以下「申請書」という。）を学齡児童等の在学する学校の校長を経て教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請があったときは、校長は家庭の事情に関する調書を作成し申請書に添付しなければならない。

(平 19 条例 54・一部改正)

(奨励金の交付決定)

第 4 条 委員会は、当該申請に係る学齡児童等の学年、家庭の事情等を考慮して奨励金の交付を決定する。

(平 19 条例 54・一部改正)

(奨励金)

第 5 条 奨励金の額は、毎年度予算の定めるところにより、前条の手續に準じて委員会が決定する。

2 奨励金は時宜により物品を支給してこれにかえることがある。

(奨励金の交付)

第 6 条 奨励金は、学齡児童等の在学する学校の校長を経て交付する。

2 奨励金を交付する期間は、委員会がその交付を決定した日から毎学年の末日までとする。

(平 19 条例 54・一部改正)

(奨励金の返還)

第 7 条 奨励金は返還を要しない。但し、委員会において返還を要すると認められたものについてはこの限りでない。

(委任)

第 8 条 この条例実施のための手続その他その執行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 9 月条例第 54 号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 96 号)の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成 19 年 12 月 26 日)

附 則(平成 28 年 2 月条例第 4 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月条例第 61 号)

(施行期日)

1 この条例は平成 31 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第 1 条の規定による改正後の横浜市学齢児童生徒就学奨励条例の規定に基づく就学奨励金の交付の申請の手続その他のこの条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(3) 横浜市就学奨励対策審議会条例

横浜市就学奨励対策審議会条例

昭和39年6月10日
条例第73号

〔横浜市就学奨励対策審議会条例〕をここに公布する。

横浜市就学奨励対策審議会条例

(設置)

第1条 横浜市における学齢児童(市立小学校又は市立義務教育学校の前期課程に在学する児童をいう。)及び学齢生徒(市立中学校又は市立義務教育学校の後期課程に在学する生徒をいう。)(就学予定者(翌学年の初めから市立小学校、市立中学校又は市立義務教育学校に入学しようとする者をいう。))を含む。以下「学齢児童等」という。)の就学の万全を期するため、横浜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、横浜市就学奨励対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平29条例61・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童等の調査方法及び選定基準に関すること。
- (2) その他就学奨励対策に関すること。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(平29条例61・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 教育委員会の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第7条 審議会に、幹事及び書記若干人を置く。

- 2 幹事及び書記は、教育委員会事務局職員のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 書記は、会長の命を受け、審議会の事務に従事する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行後最初の審議会の招集は、教育委員会が行なう。

附 則(平成29年12月条例第61号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(4) 横浜市就学奨励対策審議会運営要領

横浜市就学奨励対策審議会運営要領

平成13年11月26日

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市就学奨励対策審議会条例に基づく横浜市就学奨励対策審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事日程)

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

(開会等)

第3条 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

(議事の運営)

第4条 議事の運営は、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序によるものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

(発言及び採決)

第5条 会議において発言しようとするものは、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言しなければならない。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するときは、その旨を宣告するものとする。

(会議録)

第6条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 議事日程等
- (4) 議案に関する議事及び議決の状況
- (5) 議案及び関係資料
- (6) その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審

議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合又は次回の会議開催まで1箇月以上を要する場合においては、審議会があらかじめ指名した者の確認を得ることとすることができる。

(審議会の会議の公開)

第7条 審議会の会議は公開とする。

2 審議会の会議の傍聴を希望する者は、事前に事務局まで申し出るものとし、会議当日会場の受付で受付簿に氏名、年齢及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

3 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(会議資料の配付)

第8条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)に会議資料を配付するものとする。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第9条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第10条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第11条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条ただし書きの規定により会議を非公開とするときは、会長はその旨宣告するものとする。

2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

附則

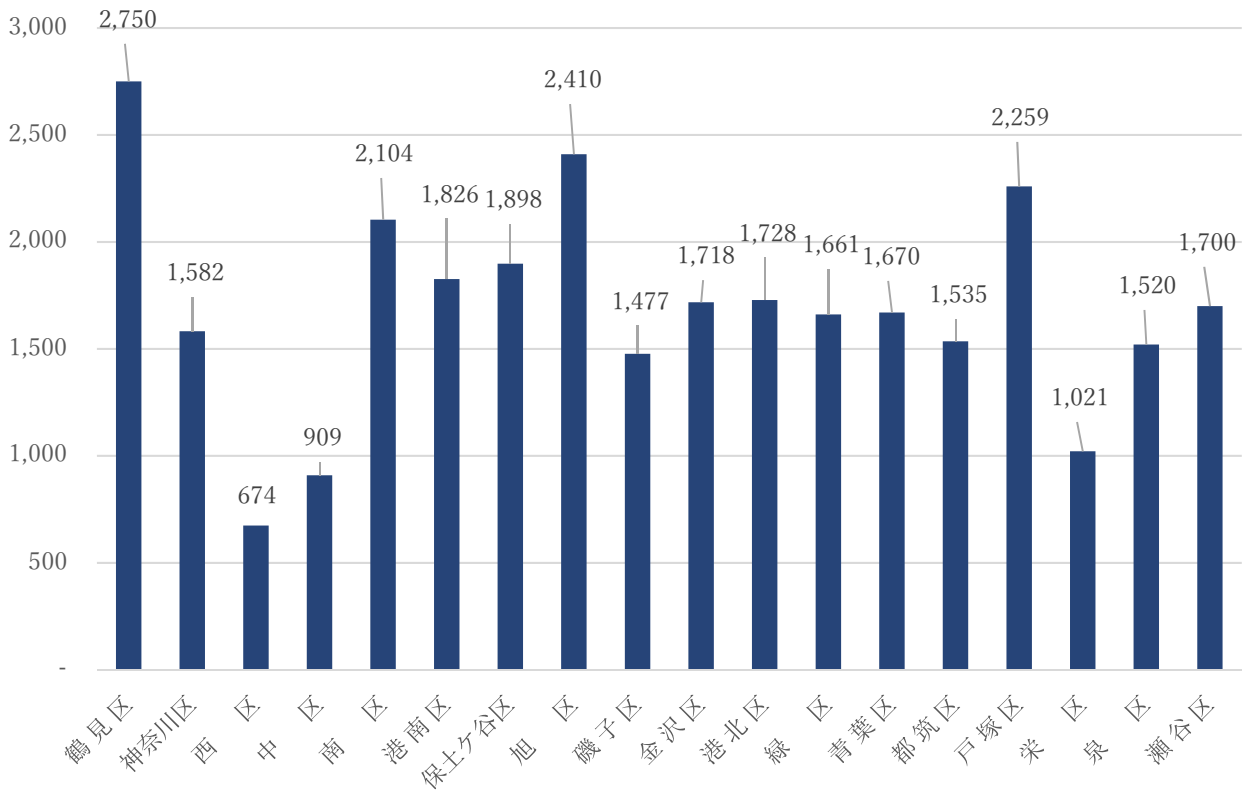
この要領は、平成13年11月26日から施行する。

3 令和4年度就学援助事業実施状況

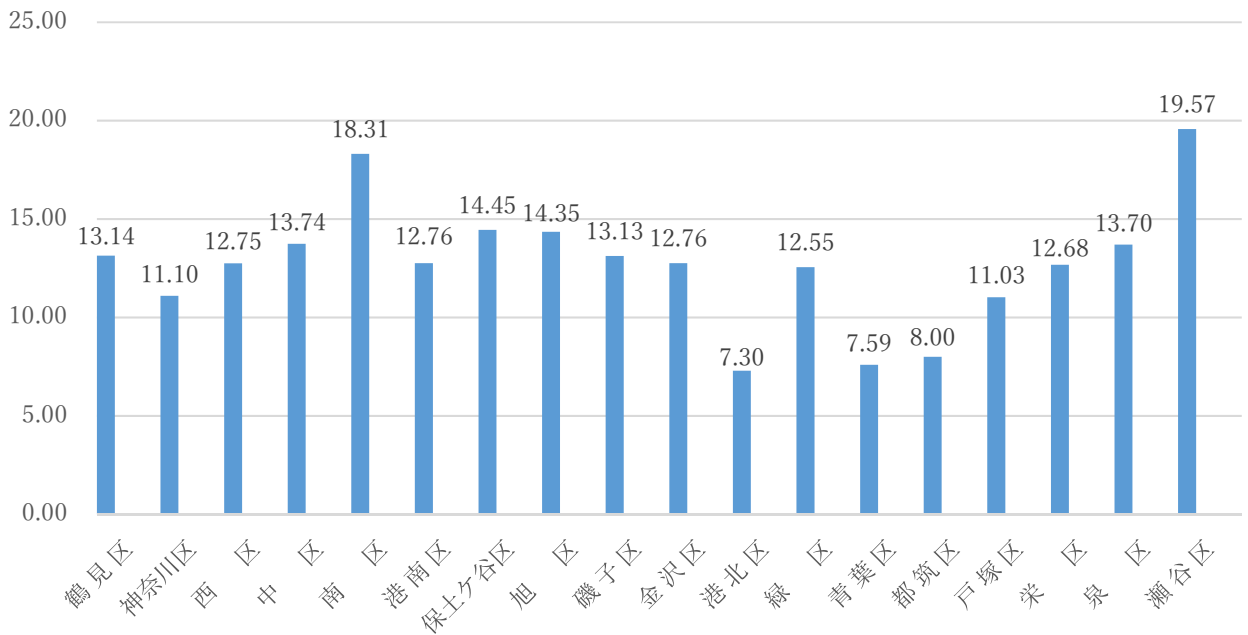
(1) 区別の認定状況

区	小 学 校				中 学 校				小 ・ 中 学 校 計			
	在籍者数 A	申請者数 B	認定者数 C	援助率 C/A	在籍者数 A'	申請者数 B'	認定者数 C'	援助率 C'/A'	在籍者数 A+A'	申請者数 B+B'	認定者数 C+C'	援助率 (C+C') /(A+A')
単位	人	人	人	%	人	人	人	%	人	人	人	%
令和4年度計	176,234	21,773	19,423	11.02	77,719	12,463	11,019	14.18	253,953	34,236	30,442	11.99
令和3年度実績	177,736	22,715	20,526	11.55	78,002	12,584	11,225	14.39	255,738	35,299	31,751	12.42
差 引	△ 1502	△ 942	△ 1103	△ 0.53	△ 283	△ 121	△ 206	△ 0.21	△ 1785	△ 1063	△ 1309	△ 0.43
鶴見区	14,670	2,004	1,785	12.17	6,261	1,100	965	15.41	20,931	3,104	2,750	13.14
神奈川区	10,122	1,120	1,024	10.12	4,133	618	558	13.50	14,255	1,738	1,582	11.10
西 区	4,082	520	472	11.56	1,203	220	202	16.79	5,285	740	674	12.75
中 区	4,585	545	492	10.73	2,030	458	417	20.54	6,615	1,003	909	13.74
南 区	7,787	1,547	1,412	18.13	3,704	774	692	18.68	11,491	2,321	2,104	18.31
港南区	9,494	1,302	1,163	12.25	4,818	740	663	13.76	14,312	2,042	1,826	12.76
保土ヶ谷区	8,916	1,320	1,181	13.25	4,218	808	717	17.00	13,134	2,128	1,898	14.45
旭 区	11,524	1,701	1,517	13.16	5,273	1,011	893	16.94	16,797	2,712	2,410	14.35
磯子区	7,810	1,064	959	12.28	3,443	580	518	15.05	11,253	1,644	1,477	13.13
金沢区	8,959	1,251	1,090	12.17	4,504	717	628	13.94	13,463	1,968	1,718	12.76
港北区	17,595	1,249	1,098	6.24	6,088	703	630	10.35	23,683	1,952	1,728	7.30
緑 区	9,292	1,236	1,102	11.86	3,943	632	559	14.18	13,235	1,868	1,661	12.55
青葉区	15,580	1,165	1,058	6.79	6,411	686	612	9.55	21,991	1,851	1,670	7.59
都筑区	13,280	1,073	960	7.23	5,905	651	575	9.74	19,185	1,724	1,535	8.00
戸塚区	14,015	1,621	1,437	10.25	6,469	942	822	12.71	20,484	2,563	2,259	11.03
栄 区	5,672	755	660	11.64	2,383	427	361	15.15	8,055	1,182	1,021	12.68
泉 区	7,161	1,037	918	12.82	3,936	690	602	15.29	11,097	1,727	1,520	13.70
瀬谷区	5,690	1,263	1,095	19.24	2,997	706	605	20.19	8,687	1,969	1,700	19.57
〈参考〉 令和4年度計(震災)	-	1	1	-	-	3	3	-	-	4	4	-

認定者数(人)



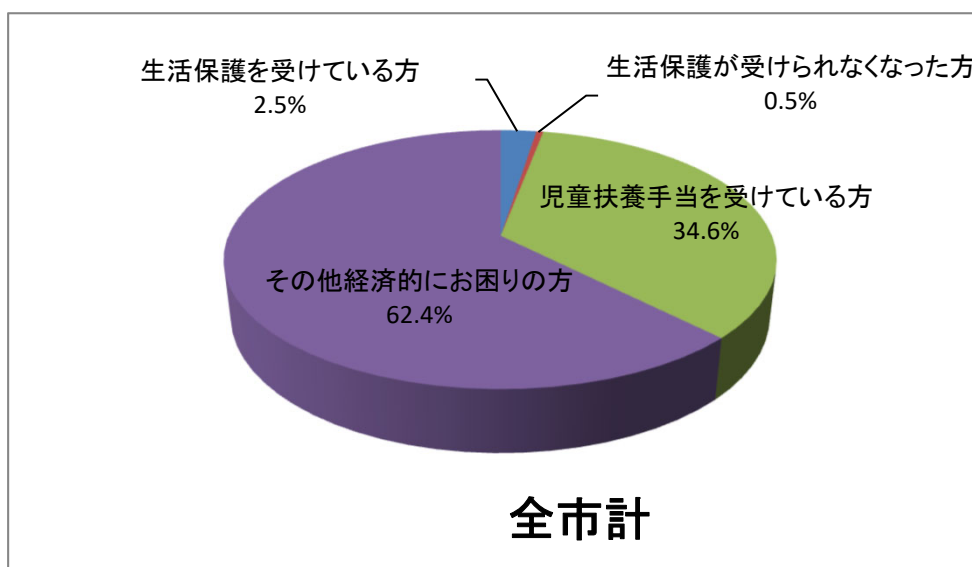
認定率 (%)



(2) 申請理由別内訳

申請理由	生活保護を受けている方	生活保護が受けられなくなった方	児童扶養手当を受けている方	その他経済的に困りの方	計
鶴見区	87	14	860	1,789	2,750
神奈川区	24	3	614	941	1,582
西区	20	1	255	398	674
中区	30	4	303	572	909
南区	62	12	686	1,344	2,104
港南区	50	3	651	1,122	1,826
保土ヶ谷区	41	8	644	1,205	1,898
旭区	56	21	798	1,535	2,410
磯子区	33	6	531	907	1,477
金沢区	41	7	627	1,043	1,718
港北区	29	4	579	1,116	1,728
緑区	37	11	562	1,051	1,661
青葉区	31	9	609	1,021	1,670
都筑区	31	4	575	925	1,535
戸塚区	62	18	787	1,392	2,259
栄区	21	3	324	673	1,021
泉区	42	12	518	948	1,520
瀬谷区	58	8	616	1,018	1,700
合計	755	148	10,539	19,000	30,442
構成比(%)	2.5%	0.5%	34.6%	62.4%	100.0%

※小・中の合計数



(3) 費目別決算額

費目	校種	決算額		
		人員	平均単価	金額(円)
学用品費・通学用品費 校外活動費 PTA会費 生徒会費(中学校のみ)	小学校	19,074	18,272	348,524,143
	中学校	10,642	31,292	333,011,457
	計	29,716	-	681,535,600
入学準備費	小学校	2,676	63,100	168,855,600
	中学校	4,092	56,827	232,534,500
	計	6,768	-	401,390,100
宿泊を伴う 校外活動費	小学校	5,617	3,350	18,814,980
	中学校	2,541	5,756	14,625,228
	計	8,158	-	33,440,208
修学旅行費	小学校	3,680	18,512	68,124,891
	中学校	3,610	60,852	219,676,119
	計	7,290	-	287,801,010
クラブ活動費	小学校	84	445	37,385
	中学校	10,642	19,758	210,265,455
	計	10,726	-	210,302,840
卒業アルバム代等	小学校	3,875	10,994	42,603,000
	中学校	3,941	8,800	34,680,800
	計	7,816	-	77,283,800
学校給食費	小学校	19,097	48,483	925,881,289
	中学校	4,516	64,469	291,141,554
	計	23,613	-	1,217,022,843
学校病医療費	小学校	1	2,091	2,091
	中学校	8	6,513	52,104
	計	9	-	54,195
日本ｽｰｯ振興 センター共済掛金	小学校	18,214	935	17,030,090
	中学校	10,442	935	9,763,270
	計	28,656	-	26,793,360
眼鏡購入費	小学校	643	4,983	3,204,300
	中学校	706	4,989	3,522,050
	計	1,349	-	6,726,350
合計	小学校	72,961	-	1,593,077,769
	中学校	46,624	-	1,058,130,983
	計	119,585	-	2,651,208,752

(4) 政令指定都市就学援助事業一覧表（申請状況、所得基準）

区分 都市名	令和4年度								所得基準（令和4年度）		申請		
	校種	学校数	児童生徒数 (A) 人	認定者数 内訳 (左行：要保、右行：準保)	認定者数 (B) 人	援助率 B/A	世帯数(戸) 人口(人)	所得基準額（4人世帯）	当初受付	申請場所			
											追加受付	申請方法	
1 横浜市	小	335	174,494	361	19,063	19,424	11.1%	1,777,482	市生活保護基準（平成25年8月） ×1.00倍	3,442,942円	5月初旬	学校	
	中	144	76,990	394	10,628	11,022	14.3%				7月中旬、以降2月末まで随時受付	単年度	
	計	479	251,484	755	29,691	30,446	12.1%				3,773,214		
2 札幌市	小	199	87,500	2,346	10,962	13,308	15.2%	985,211	市生活保護基準（平成25年4月） ×1.10倍	2,520,000円	8月中旬から	併用	
	中	100	44,393	1,633	6,316	7,949	17.9%				1,973,495	受付後約1か月後	単年度
	計	299	131,893	3,979	17,278	21,257	16.1%						
3 仙台市	小	119	51,801	593	5,341	5,934	11.5%	536,274	市生活保護基準（令和3年4月） ×1.00倍	3,050,445円	前年度認定者は前年度2月、それ以外は4月	学校	
	中	64	25,236	379	3,025	3,404	13.5%				1,096,925	随時	単年度
	計	183	77,037	972	8,366	9,338	12.1%						
4 新潟市	小	106	37,405	57	6,895	6,952	18.6%	347,070	市生活保護基準（平成26年4月） ×1.30倍	3,764,839円	5月末まで	学校	
	中	59	18,855	64	3,984	4,048	21.5%				776,594	随時	単年度
	計	165	56,260	121	10,879	11,000	19.6%						
5 さいたま市	小	104	68,856	508	4,554	5,062	7.4%	628,068	市生活保護基準（平成25年4月） ×1.20倍	(持家) 3,245,340円 (借家) 3,989,340円 家賃月額62,000円まで 考慮	2月下旬から4月末	学校・教委・ 区役所区民課	
	中	59	32,105	342	2,937	3,279	10.2%				1,336,679	当初期間以降、随時受付	単年度
	計	163	100,961	850	7,491	8,341	8.3%						
6 千葉市	小	108	46,258	472	3,279	3,751	8.1%	457,738	市生活保護基準（平成24年12月） ×1.00倍	3,260,000円	継続：前年度3月 新規：4月	学校	
	中	55	23,082	302	2,035	2,337	10.1%				977,823	随時（5月～2月）	継続申請
	計	163	69,340	774	5,314	6,088	8.8%						
7 川崎市	小	114	74,219	709	6,738	7,447	10.0%	761,366	市生活保護基準（平成30年4月） ×1.00倍	約330万円	4月	学校	
	中	52	30,016	493	3,612	4,105	13.7%				1,540,962	3月末まで随時	単年度
	計	166	104,235	1,202	10,350	11,552	11.1%						
8 相模原市	小	71	33,662	80	4,607	4,687	13.9%	339,872	市生活保護基準（令和3年4月） ×1.20倍	3,427,644円	4～7月	教委 小1のみ学校	
	中	36	16,797	86	2,445	2,531	15.1%				726,087	8～3月	継続申請
	計	107	50,459	166	7,052	7,218	14.3%						
9 静岡市	小	84	31,120	225	2,167	2,392	7.7%	322,669	市生活保護基準（令和3年4月） ×1.30倍	総収入 3,570,797円	4～7月、入学前申請12月	学校	
	中	43	15,442	159	1,231	1,390	9.0%				686,825	随時：毎月末締め	単年度
	計	127	46,562	384	3,398	3,782	8.1%						
10 浜松市	小	97	41,150	204	2,909	3,113	7.6%	349,601	市生活保護基準（令和3年4月） ×1.30倍	未設定	4月下旬	学校	
	中	49	20,315	147	1,915	2,062	10.2%				793,829	12月末まで随時	単年度
	計	146	61,465	351	4,824	5,175	8.4%				※上記の基準で否認定となる場合、平成25年4月の基準で再審査3,479,892円		

区分 都市名	令和4年度								所得基準（令和4年度）		申請			
	校種	学校数	児童生徒数 (A) 人	認定者数 内訳 (左行：要保、右行：準保) 人	認定者数 (B) 人	援助率 B/A	世帯数(戸) 人口(人)	所得基準額（4人世帯）	当初受付	申請場所				
									追加受付	申請方法				
11 名古屋市	小	262	110,233	1,110	12,415	13,525	12.3%	1,137,035	市生活保護基準（令和3年4月） ×1.20倍	3,524,000円	4月、9月分（9月から8月の認定期間）		学校	
	中	110	50,552	818	6,752	7,570	15.0%				2,322,941	随時（3月、8月を除く）		単年度
	計	372	160,785	1,928	19,167	21,095	13.1%							
12 京都市	小	158	58,895	1,310	8,107	9,417	16.0%	735,300	毎年度、生活保護基準・消費者物価指数等の社会経済動向や他都市状況を総合的に勘案して設定している。	2,792,700円	新規申請は5月15日まで、継続申請は5月末まで		学校	
	中	72	27,262	905	4,711	5,616	20.6%				1,448,638	随時		単年度・継続併用
	計	230	86,157	2,215	12,818	15,033	17.4%							
13 大阪市	小	281	113,307	2,551	17,154	19,705	17.4%	1,493,757	市生活保護基準（令和3年4月） ×1.00倍	(持家) 253万円 (借家) 318万円	早期1：R3年12月1日～R3年12月24日、早期2：R4年3月1日～R4年3月14日、一般1：R4年3月1日～R4年5月13日、一般2：R4年3月1日～R4年6月30日		学校	
	中	127	51,287	1,694	10,602	12,296	24.0%				2,749,406	随時：7月1日以降		単年度
	計	408	164,594	4,245	27,756	32,001	19.4%							
14 堺市	小	92	40,926	595	5,487	6,082	14.9%	368,341	市生活保護基準（令和3年4月） ×1.00倍	2,640,680円	4月15日～30日		区役所28% 電子92% 郵送2% 学校18%	
	中	43	20,492	451	3,226	3,677	17.9%				817,322	5月～2月末まで随時		単年度
	計	135	61,418	1,046	8,713	9,759	15.9%							
15 神戸市	小	164	72,417	1,358	8,694	10,052	13.9%	740,564	市生活保護基準（平成25年4月） ×1.20倍	2,664,000円	5月下旬		教委	
	中	85	33,942	910	5,075	5,985	17.6%				1,511,043	以降2月上旬まで受付		単年度・継続併用
	計	249	106,359	2,268	13,769	16,037	15.1%							
16 岡山市	小	87	36,290	486	5,061	5,547	15.3%	336,499	市生活保護基準（平成25年4月1日） ×1.30倍	2,676,000円	5月頃		教委	
	中	37	17,126	283	2,747	3,030	17.7%				702,707	8月頃、12月頃		単年度
	計	124	53,416	769	7,808	8,577	16.1%							
17 広島市	小	141	63,396	733	12,474	13,207	20.8%	559,791	生活保護基準（令和2年10月） ×1.00倍	2,723,500円	新入生は4月上旬、それ以外は前年度2月中旬		学校95% 教委5%	
	中	63	28,837	510	7,116	7,626	26.4%				1,192,233	随時		単年度
	計	204	92,233	1,243	19,590	20,833	22.6%							
18 北九州市	小	128	45,139	110	7,206	7,316	16.2%	437,504	市生活保護基準（平成25年4月） ×1.30倍	2,689,600円	前年度3月		学校99.5% 区役所窓口0.5%	
	中	62	22,383	86	4,385	4,471	20.0%				926,221	随時		単年度
	計	190	67,522	196	11,591	11,787	17.5%							
19 福岡市	小	145	83,170	1,175	16,982	18,157	21.8%	850,044	市生活保護基準（平成30年4月） ×1.25倍	2,662,800円	前年度3月 ※入学準備金（入学前支給）対象世帯は前年度1月		学校89.4% 教委10.6%	
	中	70	38,436	813	8,689	9,502	24.7%				1,623,918	随時		単年度
	計	215	120,753	2,059	25,919	27,659	22.9%					市・県民税所得割で基準額を設けている。		
20 熊本市	小	92	40,617	349	5,430	5,779	14.2%	332,344	市生活保護基準（令和4年4月） ×1.313倍	2,880,000円	2月下旬（入学前支給は11月～1月）		学校90% 教委10%	
	中	42	19,430	185	3,315	3,500	18.0%				737,219	随時		単年度
	計	134	60,047	534	8,745	9,279	15.5%							
平均	小	144	65,543	673	8,276	8,482	13.7%	674,827	備考：※「認定者数（生保・準保）」「決算額」とも東日本大震災等による震災認定分を除く。また「決算額」は学校給食費、学校病医療費を除き、市単独事業費を含む。	3,054,941円 (借家の金額で算定)				
	中	69	30,649	533	4,737	5,270	16.9%				1,385,704			
	計	212.95	96149	1302.85	13025.95	14312.85	14.7%							

(4) 政令指定都市就学援助事業一覧表(年金、所得控除)

	区分 都市名	世帯所得への年金額の算入及び 年金額の確認方法	世帯所得からの控除
1	横浜市	老齢年金 市の課税情報、所得証明書類添付による確認	税制改正10万円、医療費控除、ひとり親、障害者、特別支援級在籍、父母以外の者が養育する等の家庭は世帯の合計所得から35万円を控除。所得者が複数いる場合は主たる所得者以外の所得者1人につき最大35万円の控除。
2	札幌市	老齢年金 市の課税情報、所得証明書類添付による確認	税制改正に伴う給与所得等からの10万円控除(所得限度額を10万円増額) 申請日時点で失業し、申請日時点で無職・無収入の方がいる場合 医療費の支払額を証する書類を提出していただくことで、医療費控除対象となる経費について、自己負担分を世帯の合計所得金額から控除 離職や廃業により失業し、申請日時点で無職・無収入の方がいる場合は、失業したことを証する書類を提出していただくことで、その方の給与(営業)所得を0円とみなして審査
3	仙台市	老齢年金 市の課税情報	税制改正に伴う給与所得等からの10万円控除
4	新潟市	老齢年金 市の課税情報にて確認	税制改正 給与所得と年金所得の合計額から、10万円を上限に合計所得額から控除 例) 給与所得200万、年金所得15万の場合、合計所得215万から10万円差し引く 給与所得0、年金所得8万の場合、合計所得8万から8万円差し引く
5	さいたま市	老齢年金 賦課決定前:源泉徴収票等 賦課決定後:所得の証明書	税制改正に伴う給与所得等からの10万円控除
6	千葉市	老齢年金 税連携データ取込	給与所得額及び公的年金所得額が10万円以上であれば10万控除。10万円未満はその金額を控除。
7	川崎市	老齢年金 保護者が資料を添付・市の管理データによる確認	「税制改正に伴う給与所得等からの10万円控除」 給与所得又は公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除する(ただし、当該金額が0を下回る場合は0とする) 「医療費控除」医療費控除対象の範囲内で、医療費の自己負担分を世帯の所得から控除
8	相模原市	なし	なし
9	静岡市	老齢年金 障害年金 遺族年金 非課税年金の場合、添付書類による確認	なし
10	浜松市	老齢年金 源泉徴収票(コピー可)を添付	税制改正 10万円 特例(H25.4.1基準)による審査でも否認定となる世帯について、当該世帯が審査対象年に同一世帯員のために支出した医療費のうち、自己負担額を世帯所得から控除して再審査を行っている。 ※ただし、自由診療の場合は、疾病の治療又は療養を目的とするもののみ対象とする。

	区分 都市名	世帯所得への年金額の算入及び 年金額の確認方法	世帯所得からの控除
11	名古屋市	老齢年金 同意により市のデータを閲覧 情報取得の同意が得られない、または本市に情報がない場 合、認定関係書類を保護者が添付	税制改正 総所得金額－10万円
12	京都市	老齢年金 本市税情報照会又は公的証明書の提出	税制改正に伴い、給与所得及び年金所得に対して、1人あたり合計最大10万円控除。それ以外 は「控除」ではなく、「基準金額の加算」として、以下の条件1人につき23万円を所得額に加 算。①妊婦②産婦（出産後6か月以内）③高齢者（70歳以上）④母子父子世帯⑤長期療養者 （入院又は在宅で3か月以上治療中）⑥18歳未満が3人以上（18歳未満の人数から2を引く）
13	大阪市	老齢年金 所得証明書等より公的年金等に係る所得を確認	給与所得者及び公的年金所得者は所得金額より最大10万円を控除 医療費控除を受けた額を所得金額より控除
14	堺市	老齢年金 市が管理している課税台帳データにより課税年金のみ算入	税制改正 10万円 ひとり親控除 35万円 寡婦控除 27万円 障害者控除 27万円（一般）、40万円（特別）
15	神戸市	老齢年金 市・県民税課税台帳により確認	税制改正 10万円 寡婦・ひとり親控除 27万円 特別障害者控除 40万円 普通障害者控除 27万円 医療費控除 医療費控除額
16	岡山市	老齢年金 年金額のみ確認はしておらず、税システムから取り込んだ 所得額（年金収入含）で審査	税制改正 10万円 医療費控除 保護者が負担した医療費をそのまま控除 障がい者控除 税の障がい者控除を準用
17	広島市	老齢年金 データ連携により必要な所得情報を就学援助システムに取り 込み、自動で確認	税制改正 10万円 社会保険料、小規模共済等掛金については全額控除、生命保険料については上限35,000 円まで控除
18	北九州市	老齢年金 教委が課税台帳にて確認	世帯構成員の長期療養に伴う医療費や保証倒れによる負債（資産購入の対価となるものは除 く）がある場合の当該年度に返済すべき金額 個別の状況に応じて資料を提出の上、合計所得より控除。
19	福岡市	老齢年金 課税情報	なし
20	熊本市	老齢年金 源泉徴収票の提出により確認	税制改正 10万円

4 令和5年度 就学援助事業実施状況

(1) 予算額の前年度対比表

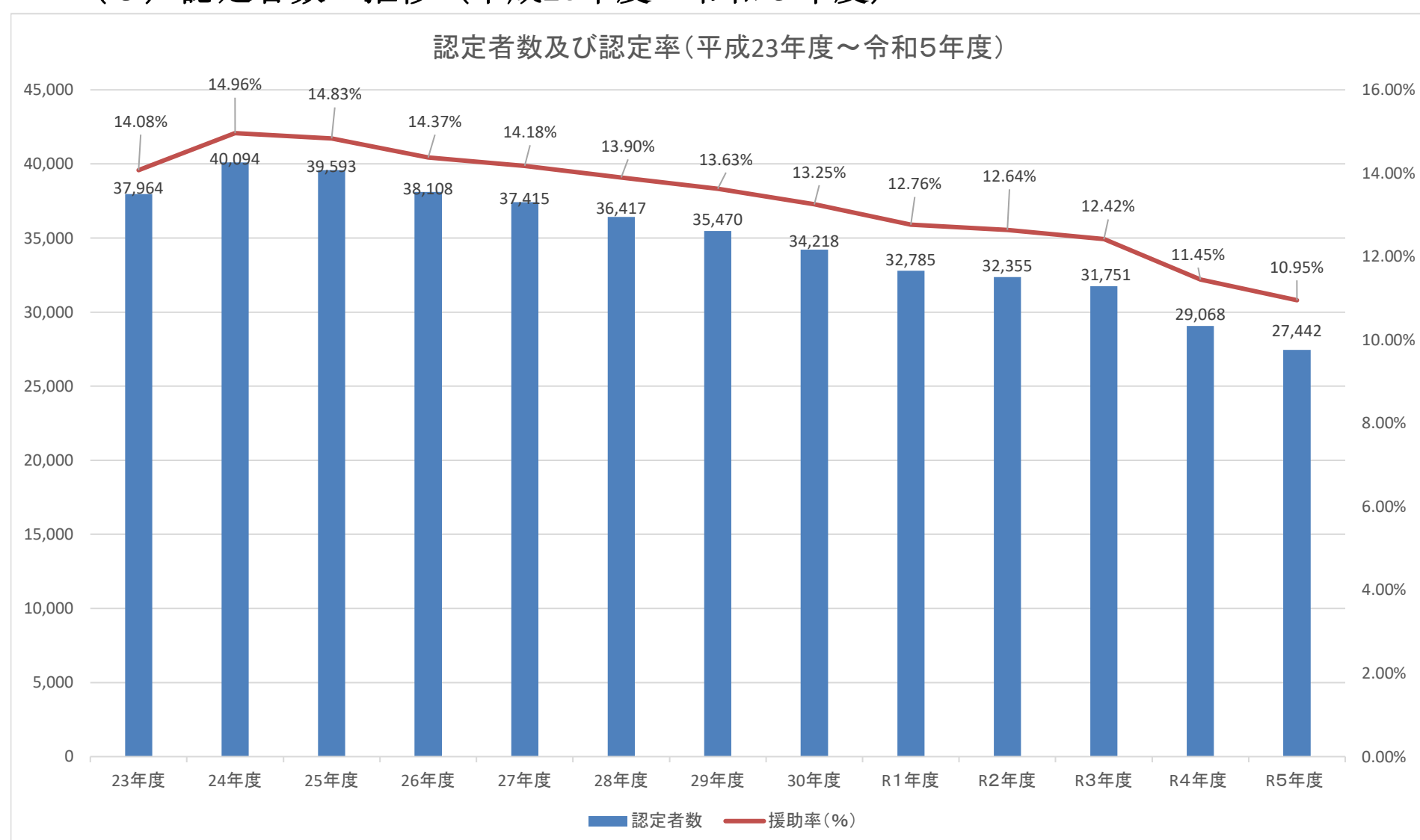
費目	令和5年度		令和4年度		差引	
	人員(人)	金額(千円)	人員(人)	金額(千円)	人員(人)	金額(千円)
合 計	—	3,459,678	—	3,565,004	—	△ 105,326
学用品費・通学用品費・ 校外活動費・PTA会費・ 生徒会費(中学校のみ)	31,587	800,244	33,512	776,197	△ 1,925	24,047
入学準備費	7,602	548,337	7,340	524,671	262	23,666
宿泊を伴う校外活動費	7,368	32,675	10,140	45,204	△ 2,772	△ 12,529
修学旅行費	7,011	233,297	8,638	355,297	△ 1,627	△ 122,000
クラブ活動費	11,229	221,572	11,997	234,022	△ 768	△ 12,450
卒業アルバム代等	7,011	70,112	8,638	85,208	△ 1,627	△ 15,096
学校給食費(小学校)	21,597	1,084,735	21,986	1,105,656	△ 389	△ 20,921
学校給食費(中学校)	8,120	429,297	7,091	397,807	1,029	31,490
学校病医療費	42	391	109	1,079	△ 67	△ 688
日本スポーツ振興 センター掛金	31,284	29,251	32,516	30,402	△ 1,232	△ 1,151
眼鏡購入費	1,334	9,767	1,308	9,461	26	306

(2) 区別の認定状況

令和5年10月27日現在

区名	小学校				中学校				小・中学校計			
	在籍者数 A	申請者数 B	認定者数 C	援助率 C/A	在籍者数 A'	申請者数 B'	認定者数 C'	援助率 C'/A'	在籍者数 A+A'	申請者数 B+B'	認定者数 C+C'	援助率 (C+C')/ (A+A')
計	173,381	19,506	17,212	9.9%	77,184	11,713	10,230	13.3%	250,565	31,219	27,442	11.0%
鶴見区	14,393	1,785	1,524	10.6%	6,469	1,054	918	14.2%	20,862	2,839	2,442	11.7%
神奈川区	10,116	994	901	8.9%	4,022	598	531	13.2%	14,138	1,592	1,432	10.1%
西区	4,072	446	395	9.7%	1,211	204	179	14.8%	5,283	650	574	10.9%
中区	4,447	481	424	9.5%	1,975	399	365	18.5%	6,422	880	789	12.3%
南区	7,732	1,409	1,269	16.4%	3,647	727	643	17.6%	11,379	2,136	1,912	16.8%
港南区	9,278	1,224	1,067	11.5%	4,840	718	625	12.9%	14,118	1,942	1,692	12.0%
保土ヶ谷区	8,821	1,172	1,044	11.8%	4,319	811	710	16.4%	13,140	1,983	1,754	13.3%
旭区	11,200	1,542	1,348	12.0%	5,260	900	785	14.9%	16,460	2,442	2,133	13.0%
磯子区	7,783	1,034	906	11.6%	3,413	548	471	13.8%	11,196	1,582	1,377	12.3%
金沢区	8,736	1,111	989	11.3%	4,397	658	567	12.9%	13,133	1,769	1,556	11.8%
港北区	17,659	1,149	980	5.5%	6,047	675	566	9.4%	23,706	1,824	1,546	6.5%
緑区	9,115	1,059	936	10.3%	3,892	615	541	13.9%	13,007	1,674	1,477	11.4%
青葉区	15,256	1,033	944	6.2%	6,374	630	555	8.7%	21,630	1,663	1,499	6.9%
都筑区	12,875	982	881	6.8%	5,836	574	506	8.7%	18,711	1,556	1,387	7.4%
戸塚区	13,844	1,384	1,224	8.8%	6,342	904	792	12.5%	20,186	2,288	2,016	10.0%
栄区	5,508	656	572	10.4%	2,432	389	326	13.4%	7,940	1,045	898	11.3%
泉区	7,004	930	814	11.6%	3,860	663	585	15.2%	10,864	1,593	1,399	12.9%
瀬谷区	5,542	1,115	994	17.9%	2,848	646	565	19.8%	8,390	1,761	1,559	18.6%

(3) 認定者数の推移（平成23年度～令和5年度）



5 令和6年度就学援助事業実施計画

(1) 実施計画【案1】

項目	実施要領	備考
1 就学奨励対策審議会	教育委員会の諮問に応じて、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の調査方法並びに選定基準その他就学奨励対策について調査審議します。 (条例第1条、第2条)	
2 保護者への周知方法	(1) 教育委員会事務局が作成した「就学援助制度のお知らせ」のチラシを各学校から全児童生徒の保護者に配布します。 (2) 「広報よこはま」等に掲載し周知します。	
3 教職員及び関係機関への周知方法	(1) 各校は、「就学援助制度のお知らせ」等を活用し、制度周知の徹底を図ります。 (2) 上記のお知らせを各区福祉保健センター及び全民生委員・児童委員に配布します。	
4 申請から認定までの手続き	【学校】 ① 申請 保護者は直接学校に申請書を提出します。 ※小学校入学準備費は、直接入学予定の学校に申請書を提出します。 ② 申請受付 申請書及び添付書類を確認し、認定台帳及び請求内訳書を作成します。 ③ 審査結果の通知 保護者に認定・非認定の結果と援助費支給の通知を出します。 ④ 就学奨励対策協議会 対象者がもれなく申請することを確保するため、地域の民生委員・児童委員の協力を得て、校長が必要に応じて開催します。(民生委員・児童委員と連絡調整が十分図られている場合、開催を省略できます。) 【教育委員会事務局】 申請書を審査し、認定・非認定を決定し、学校に通知します。	【小学校入学準備費】 申請受付は11月中旬。期限を過ぎた場合は、入学後に申請していただきます。 【通常申請】 第1回受付期限は4月下旬から5月上旬。但し、その後も随時受け付けます。申請締め切りは2月末日です。
	5 認定基準	(1) 文部科学省認定要領に準じた認定基準 (2) (1)のほか、市独自の所得基準(本市生活保護基準(平成25年8月時点)) (3) (1)(2)のほか、個別の状況に応じて、校長が援助の必要性を認め、状況確認書が付されたものについて教育的配慮により認定します。
6 援助費の支給	支給時期は、第1期分を7月下旬、第2期分を11月下旬、第3期分を3月中旬に支給します。2回目以降の申請については、月1回程度認定結果の通知及び支給を行います。 給食費は保護者から徴収せず、就学援助費を充当します。ただし、認定前に納入された分は後日還付します。 小学校入学準備費は、入学前の12月に支給します。 中学校入学準備費は、就学援助認定済の小学校6年生に入学前の11月に支給します。また、一部現物支給として12月に標準服等に使用できるクーポン券(30,000円)を配布いたします。※就学援助費は学校を通じて支給します。 ※小学校入学準備費は、教育委員会事務局から保護者に直接支給します。	支給にあたっては、児童生徒へ精神的負担を与えないよう配慮します。
7 税務情報の取得	申請者の同意により税務システムの所得情報を取得し、就学援助システムにより判定します。	

(2) 認定基準【案2】

< 認定要領 >

就学援助を受けることのできる者は、横浜市立小学校、市立中学校又は市立義務教育学校に在学し、又は入学しようとする学齢児童等の保護者で、前年度又は当該年度において次のいずれかに該当する者とします。

ア 要保護児童・生徒として認定する者

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者。ただし、教育扶助を受給していない者及び保護を受けていないが保護を必要とする状態にある者の援助費目は、準要保護者と同様（教育扶助を受給していない者については、生活扶助で支給される入学準備費を除く）に扱います。

イ 準要保護児童・生徒として認定する者

児童・生徒の保護者が、上記要保護者に準ずる程度に困窮しているため、就学困難と認められる者

- (ア) 生活保護法に基づく保護の停止または廃止
- (イ) 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の受給
- (ウ) その他、特別な理由があり、経済的に困窮している
 - a 世帯全体の総所得が、別表の基準額以内の者
 - b その他、学校長と教育委員会が協議のうえ、援助が必要と認められる者

< 所得基準 >

準要保護者の認定にあたって、「認定要領」イ（ウ）の該当者を把握する場合の判断の目安として「基準額」を設定し、世帯の総所得が基準額以内の者を認定とします。

< 受給対象者の認定基準イの（ウ） a の場合の基準額 >

世帯人数	総所得額
人	円
2	2,503,630
3	3,035,690
4	3,442,942
5	3,960,824
6	4,424,104
7	5,005,784
8	5,486,698
9	5,985,134
10	6,289,034

※ 就学援助対象者の認定に係る所得基準について

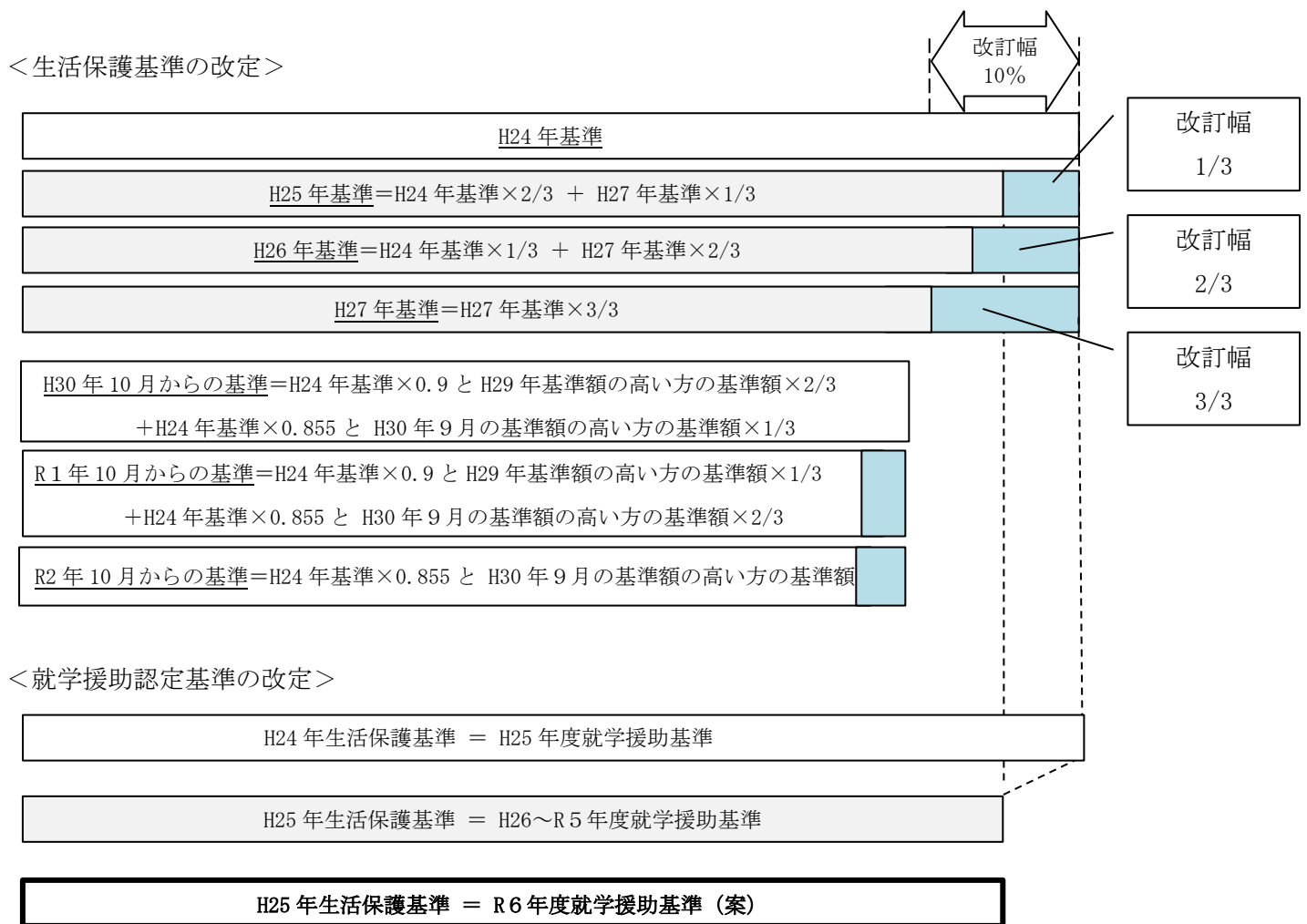
就学援助では、前年度の生活保護基準を基に、モデルケースとして設定した家族構成ごとの需要額を算出し、その合計額（年額）の1.0倍の額を所得基準の限度額としていました。

平成25年8月1日から生活保護基準が見直され、激変緩和措置として段階的に生活保護基準額を改定しました。改定幅は平成24年度基準の90%を下限とし、3年かけて均等に1/3ずつ引き下げました。

就学援助の認定基準は横浜市の生活保護基準に基づき算出するため、生活保護基準の見直しに伴い、平成26年度に就学援助の認定基準を下げました。

平成27年度から30年度においては、社会経済状況をふまえ、平成26年度の認定基準を据え置くことについて審議いただき、答申していただきました。

平成30年10月1日からさらに生活保護基準が見直され、3年間かけ3段階に分けて生活保護基準額が改訂されますが、平成26年度の認定基準を引き続き据え置くことで答申していただいています。



令和6年度の就学援助における所得基準の限度額について

令和6年度の認定基準について、令和2年10月2日付で文部科学省から生活保護基準の見直しに伴い直接影響を受け得る国の制度については、生活保護基準額が減額となる場合にできる限りその影響が及ばないよう国としては対応するとしており、地方自治体で独自に実施される準要保護者に対する就学支援についても、この政府の対応方針等の趣旨を理解し、適切に判断・対応いただきたい旨の依頼がありました。

このため、令和6年度においても、認定基準を据え置くことについてご審議をお願いいたします。

ア 令和5年度の所得基準の限度額について

横浜市民の生活保護基準額(平成25年8月1日の基準額)を基に、モデルケースとして設定した家族構成ごとの需要額を算出して、その合計額(年額)の1.0倍の額を所得基準の限度額としています。

(例) 家族人数4人【夫40歳、妻36歳、子11歳(小5)、子8歳(小2)】

月額積算費目					月額計× 12ヶ月	年額積算費目			通減率(*) 調整分	合計(円)
生活扶助		教育扶助	住宅扶助	月額計		給食費	期末一時扶助	冬季加算		
H24年度基準×2/3	H27年度基準×1/3									
130,937	58,922	10,620	69,800	270,279	3,243,350	88,000	25,520	26,600	59,472	3,442,942
					①	②	③	④	⑤	(①+②+③+④+⑤)

(H25.8.1生活保護基準単価)

(*)通減率
生活保護基準で定められている
段々と減らしていく率

イ 令和6年度(案)と令和5年度の世帯人員別限度額比較

(単位：万円)

家族数 年度	2人		3人		4人		5人		6人	
	総収入	総所得	総収入	総所得	総収入	総所得	総収入	総所得	総収入	総所得
R6年度a	380	250	446	303	497	344	562	396	620	442
R5年度b	380	250	446	303	497	344	562	396	620	442
差引a-b	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

家族数 年度	7人		8人		9人		10人	
	総収入	総所得	総収入	総所得	総収入	総所得	総収入	総所得
R6年度a	689	500	742	548	798	598	832	628
R5年度b	689	500	742	548	798	598	832	628
差引a-b	0	0	0	0	0	0	0	0

6 就学援助事業 単価対比表

費 目		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
学用品費・通学用品費 校外活動費・PTA会費 生徒会費	1学年	16,680	30,200	16,680	30,200	16,680	30,200
	その他の 学年	18,950	32,470	18,950	32,470	18,950	32,470
宿泊を伴う校外活動費		3,690 (限度)	6,210 (限度)	3,690 (限度)	6,210 (限度)	3,690 (限度)	6,210 (限度)
入学準備費		63,100	79,500	63,100	79,500	63,100	79,500
修学旅行費		補助対象 実費	補助対象 実費	補助対象 実費	補助対象 実費	補助対象 実費	補助対象 実費
クラブ活動費	中・1学年	2,760	30,150	2,760	30,150	2,760	30,150
	中・2学年	(限度)	20,100	(限度)	20,150	(限度)	20,150
	中・3学年		10,050		10,050		10,050
卒業アルバム代等		11,000	8,800	11,000	8,800	11,000	8,800
学校給食費		50,600 (月額4,600)	—	実費	実費	実費	実費
学校病医療費		実費	実費	実費	実費	実費	実費
日本スポーツ振興 センター共済掛金	準保	935	935	935	935	935	935
	要保	55	55	55	55	55	55
眼鏡購入費		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

※費目別単価は年額を記載

※日本スポーツ振興センター共済掛金は、本市負担額を掲載

※令和6年度単価は予定